

ハッピー メール

HAPEE MAIL
Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL:082-248-1400 FAX:082-242-8628
E-mail: hapee@hiwave.or.jp
ホームページ: http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/
本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

CONTENTS

広島経済同友会 代表幹事 永野 正雄 氏 「重要な国際化教育」…………… 1	ハノイ「日越外交関係樹立 40 周年記念行事に参加して」 5
海外レポート	ジャカルタ「通貨安定のため成長率低下を覚悟」… 6
ニューヨーク「アメリカにおける一般特恵関税制度の 失効で関税支払い義務が発生」…………… 2	シンガポール「エコ建材展示会、ジャパン・パピリオン初参加」 6
チェンナイ「タミル・ナドゥ州における工場等建設 にかかる許認可申請窓口について」…………… 2	大連「携帯で近くなる？遠くなる？」…………… 7
重慶「月謝 4,000 元」…………… 3	台北「自由経済モデル区の日本企業誘致活動」…………… 8
上海「中国の商戦期」…………… 3	モスクワ「ロシアはやはり物流、交通インフラ整備 が課題の大国です」…………… 9
バンコク「タイ最低賃金引き上げの背景」…………… 4	中国法律特集 (第 1 回)
	三浦法律事務所中国法アドバイザー 葛虹先生…………… 10
	ハッピーからのお知らせ…………… 12

重要な国際化教育

広島経済同友会 代表幹事 永野 正雄 氏



最近、日本の国際化について、二つの話が心に残っている。

一つは、今年5月下旬盛岡で開催された全国経済同友会セミナーの記念講演の中で、ジョン・V・ルース駐日アメリカ大使が「若者に国際志向を持たせよう」と話されたことだ。ルース大使は、日本は、国際化が進む中で、世界に飛び出しスキルやキャリアを身につける若者を育成する必要がある。海外留学の支援などで政府や大学だけでなく、実業界も重要な役割を果たすべきであることを強調された。

もう一つは、7月末に京都で開催された関西地区経済同友会会員合同懇談会で、(株)小西美術工芸社長兼社長のデービット・マーク・アトキンソン氏(1965年英国生まれ、前ゴールドマン・サックス証券勤務)が、「どうする?日本」と題した基調講演の中で日本の国際化について、日本は国際化が遅れているだけでなく、優位に立つ気概がないとズバリ指摘されたことだ。

お二人のお話を聞き、日本の国際化には相当な力

と時間が要り、子供の頃から学校教育や社会教育の場で教えていくことが大切では、と想像していたところ、8月末、全国学力テスト時に実施されたアンケート結果が報道発表された。

報道によると、アンケートは全国学力テストを受験した小学6年生・中学3年生を対象に、「英語は好きですか」という質問をし、小学6年生は76%、中学3年生は53%の人が「好きだ」と答えているが、「海外留学や国際的な仕事を将来したいか」という質問に対しては、「したい」、「どちらかと言えばしたい」と答えた合計でも、小学6年生で39%、中学3年生で31%であったのに驚いたのは、私ばかりではないと思う。

時代を背負う若者をどれだけ着実に育てられるか、課題先進国日本が解決せねばならない優先的な課題であり、私も微力を投じたいと思っている。

アメリカにおける一般特惠関税制度の失効で関税支払い義務が発生

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子

7月31日、途上国からの特定の輸入製品に対する関税を免除する一般特惠関税制度（GSP）が失効しました。この結果、翌8月1日よりインド、ブラジル、タイ、フィリピン、ロシアなど、世界約130カ国からアメリカに原料や部材を輸入する在米企業に関税を支払う必要が生じています。これは、2015年9月まで延長させる法案が下院、上院から提出されていたものの、法案の修正を求める声の一部上院議員から上がり採択が遅れたため。米議会は延長に向けて早ければこの9月内に採択するとの見方がある一方、難航が予想される貿易促進権限（TPA）や貿易調整支援（TAA）法案と抱き合わせになるとの見方もあり、そうなれば話し合いが長期化するの必須です。以前に

もGSPは2011年に失効したことがあり、そのときには輸入企業は失効日以降に支払った関税を政府に還付請求することが可能でした。今回の新GSP案も旧GSPの内容を踏襲しているため、後日還付が受けられる可能性は高いといえますが、還付を受けるまでのキャッシュフローの負担は避けられません。すでにオバマ政権、米商工会議所、米国アパレル履物協会（AAFA）、米国食品産業協会（AFI）をはじめ多くの企業団体が早急の延長を求めていますので、同法案の審議がすぐに再開される可能性が高いとされています。

これはJETROニューヨークから入手した情報で、もっと詳しい情報はUSITC（アメリカ国際貿易委員会）のウェブサイトから取れます。

- 米国通商代表部（USTR）でのGSP失効についての説明：

<http://www.ustr.gov/trade-topics/trade-development/preference-programs/generalized-system-preference-gsp>

- GSP対象国リスト：<http://usitc.gov/publications/docs/tata/hts/bychapter/1301gn.pdf#page=11>

- 関税率についてのページ：http://www.usitc.gov/tata/hts/bychapter/_1301.htm

タミル・ナドゥ州における工場等建設にかかる許認可申請窓口について

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

タミル・ナドゥ州（TN州）は2012年10月時点で344社の日系企業が進出しており、日産自動車が進出しているチェンナイ及びその近郊にそれら企業のほとんどが集中しています。製造業は全体の約64%（219社）を占め、日本以外の諸外国からもヒュンダイ、フォード、ノキア、サムスン等、自動車産業を中心とした製造業の集積が進んでいます。一方で、製造業（特に完成車メーカー）にとっては部品の調達先であるサプライヤー企業の存在が重要な鍵となりますが、日系完成車メーカーや部品サプライヤーにとっては、日系企業が求める品質水準に耐えうるインド地場サプライヤーで、かつ、租税コストや物流コストの削減、物流リードタイムの観点から同州内に拠点を持つサプライヤーの発掘に苦戦をしており、特に日系企業の二次・三次サプライヤーのチェンナイ進出を期待する声は日に日に高まりつつあります。

さて、製造業がインドに進出する際に必要となる工場等の建設には、様々な担当部局から複数の許認可を取得する必要がありますが、特に重要なのが、工場の建設開始のために必要となる建設許可です（Consent To Establishment：CTEと言い、州の汚染管理局（Pollution Control Board：PCB）から発行されます）。そこで、現在、TN州政府内のガイダンス・ビューローでは、これらPCBからの建設許可も含めた一連の許認可の申請手続を、一元的に受け付けるサービスを提供しています。具体的には、申請企業がSingle Window Screening Committee（ワンストップの審査委員会）において当局に対する事業内容及び計画についてのプレゼンテーション・質疑応答を行い、各関連当局からの異議がない場合に、その事業を“原則”許可するという「In-Principle Clearance」のレターが発行されます。これは、最終的な工場建設許可及び操業許可を意味するも

のではありませんが、これを取得することによってとりあえず工場等の建設を開始することができるという意味で、事業立ち上げまでの期間の短縮が期待できます。

インド進出には、進出前 FS からインド法人の設立、工場等用地の確保、各関連許認可の取得、操業開始後の会計・税務・労務等の子会社管理に

至るまで様々なステップがあり、自社のみで対応しようとする膨大な時間がかかってしまうことが想定されます。インド事業に専念できる体制を構築し、いち早く収益が得られる事業展開ができるよう、各進出ステージにおける具体的な実務については、外部の専門家のサポートを積極的に活用されることをお薦め致します。

月謝 4,000 元

新学期が始まり、新幹線や長距離列車が到着する重慶の北駅や成都の東駅では、新入生を出迎えるため、各大学の先輩達が大学名の入ったプラカードを手に待ち受ける姿が見受けられました。この出迎えの様子は、いまだかつて見られなかった光景です。

各大学は新入生歓迎ウェブ(迎新網)を公開し、同郷人の情報、大学までのアクセス、大学の文化、寮の位置等を詳細に載せ、家族や新入生の便宜を図る至れり尽くせりの対応です。

また、担当指導教員からも各学生へメッセージを配信しており、「Dear 学生、××大学に入学することを歓迎します。私はあなたの担当教員××です。今後何かあれば連絡ください。家族の皆様も私に定期的に連絡ください。新入生の登校日は×月×日、入寮日は×月×日、気温は××度、雨だそうです、雨具を携帯してください。」といった内容。

某大学では、2013 年度新入生約 6,000 人の学生に、20 人の教員がメッセージ配信したとのことです。学生には 1 日も早く学校に馴染み勉学に励むよう、また、親には経費節減のため入学式には同行しないよう伝えたそうです。これ程までの手取り足取りの対応は、今や大学のみならず幼



重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

稚園から始まっています。

80 年代生まれの親達は、我が子を「スタートラインから負け組にたくない」との思いから、優良幼稚園探しに頭を痛めています。平均的な幼稚園では月額 1,500~2,000 元 (24,000~32,000 円) (教材費は別) です。2,000 元 (32,000 円) 以上の幼稚園ではバイリンガル教育で教材はアメリカからとなります。4,000 元ともなると敷地は 3,000 平方メートル、食堂内は 200 平方メートル、教室内装や家具は輸入品で統一され、床暖房も設置、教師は外国人となります。2,000~4,000 元の区分けはハード面の違いの

ようです。
80 年代生まれの親達の平均一世帯月収は 6,000~10,000 元 (96,000~160,000 円) ですので、子供達を「負け組」にしたくないがための幼稚園費用に収入の半分が費やされ、両親への仕送りが出来ない

とのこと。

「創造力と想像力」を高め「自由発展に自主決定」の教育方針の下、独立性を育成する幼児教育でスタートラインに立たされた子供達は、大学卒業後「勝ち組」の社会人として成長しているのでしょうか。

中国の商戦期

中国の商品小売販売のピークは大きく分けて年に 3 回ほどあります。まず、5 月の労働節の時期、次に 9 月の中秋節から 10 月の国慶節にかけての時期、最後が 12 月のクリスマスから 1 ヶ月、旧正月前後の時期です。最近は、11 月 11 日「光

広島上海事務所長 西尾 麻里

棍節」が加わったため、9 月中旬から春節 (2014 年 1 月 31 日) まで、各祝日に向けたプロモーションやキャンペーンがノンストップで行われます。樹皮を剥いて作られた棍棒を「光棍」と言い、後世に樹木の子孫を残すことができないことから転

じて、11月11日の「光棍節」は、1990年代から「独身の日」と言われるようになりました。それが毎年EC（Electronic Commerce；電子商取引）業界の注目する『商戦日』となったのは、2009年にアリババグループが販促の一環として、「全品半額セール」を発足させたのが始まりでした。他のEC業者も同時期にセールを展開するようになり、今では実店舗にまで影響してきています。

ちょうど世の中が「中秋節プロモーション」で賑わっているとき、この原稿を執筆しています。百貨店の入り口に巨大月餅が飾られ、道端で月餅交換チケットをやり取りするダフ屋の出現などは、この時期の風物詩と言えるでしょう。今年の中秋節は9月19日で、そのすぐ後には国慶節（10月1日）が待っています。この時期に合わせて、上海では『上海旅行フェスティバル』が毎年開かれ、10月7日までの会期中、期間限定で市内の観光スポットの入場券が割引されます。また、「国際スパークリングワイン祭り」が開かれるなど、計40以上のイベントが開催される予定です。他にもほぼ同時期に開かれる『上海ショッピングフェスティバル』では、市内の商業施設の計30カ所以上が、通常は22時前だった閉店時間を23

時まで延長するなど、ネット販売と連動させて、力が入ったプロモーションを展開しています。

このように、贈答品や旅行、食品業界はこれからの時期の商戦活動に注目しています。ただ、注意したいのは、休暇中は売上げが非常に下がる、というデータがあることです。特にEC業者は、休暇前にプレゼント需要や帰省の旅行準備などで消費意欲も高まり、前述のようなプロモーションでかなり盛り上がります。ところが、休暇中から休暇後はその反動で売上げが下がってしまう現象が見られます。とくに実店舗と比較すると大きな違いとなって休暇中に現れます。これは宅配便などが休みに入るため、ほとんどのEC店舗も休暇となるからです。また、長期休暇による帰省で実家に帰ると、ネットで買い物をする人が顕著に減ってしまうことも原因のひとつと考えられます。

いずれにしても、外資系販売店は、中国独特の暦を十分に意識したうえで、販売戦略を立て、年数回の“稼ぎ時”を迎える必要があるでしょう。自社の商品がどんな時期に人気が出るのかなど、これまでの経験を踏まえ、より効果的なキャンペーンを立てる必要があります。さて、今年はどこでどんな販売額記録が更新されるのでしょうか。

タイ最低賃金引き上げの背景

既知の様に、2013年1月からタイの最低賃金は300バーツ/日に引き上げられました。当然、これに引っ張られ、新卒、他の社員の給与も引き上げられて来ました。

このような状況の中、タイ政府の官僚から一部企業に声がかかり、一泊二日のセミナーが開催されました。このセミナーで、タイ政府や官僚の考えている事の一部を知り得ましたので、ご紹介したいと思います。

このセミナーで、主催者から、我々の様なサービス産業に対して「現在のサービスフィーを倍に値上げして欲しい。」というお願いがありました。また、「従業員の給与レベルも倍に上げて欲しい。そうすれば従業員のレベルも向上するであろう。この水準について来れない従業員は地方に帰れば良い。」ということも言われました。

提供するサービスの内容を向上させ、顧客には倍の料金負担をお願いする。半数の顧客を失うか

バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

も知れない。しかし、これで従来より一段上の企業として、顧客からの評価も受けるであろうし、経営は成り立つはずである。経費の上昇が問題となり、タイに不満を感じる企業も当然出るであろう。仕方がない、不満のある企業にはお帰りいただく。

失業率ほぼゼロであるタイの今後の問題は、人材難である。すでに、周辺国からの移民に頼っているが、問題も多発している。タイで採算の合わない企業様には、申し訳ないが、周辺国に行ってください。こういう状況に移行展開したいがゆえに、最低賃金を上げたのだ。

これがセミナーの趣旨でした。

タイへの自動車メーカーの相次ぐ大型投資や二次・三次産業の参入に、タイ政府はかなりの自信を持ったものと感じられます。すでに、新聞等では「タイプラスワン」なる現象が出てきているとの事ですが、タイのリーダーも、これを推奨する

動きになっている事を感じます。

話題のミャンマー・ヤンゴンへも、バンコクより飛行機で1時間、東京ー大阪の感じです。高速道路や新幹線等のインフラが整備されれば、身近な存在となります。アセアン統合、ミャンマー・ベトナムを駆け抜ける東西の高速道路開通等を考えますと、タイを扇の要として、ミャンマー、

ラオス、カンボジア、ベトナムが取り囲む巨大な製造拠点が生まれます。これこそが、最大の懸案である中国に対抗し得る唯一の手段と考えている様にも受け取れます。その引き金が、今回のタイの最低賃金の引き上げにあるというのです。

アセアンへ進出を考えておられるのであれば、是非ご参考にさせて頂ければと思います。

日越外交関係樹立 40 周年記念行事に参加して

本年は日越外交関係樹立 40 周年にあたり、9 月には、数多くの記念事業が各地で行われています。

9月4日からはハノイの国際展示場において「日本ものづくり技術展」「第5回ハノイ部品調達展示・商談会」「ベトナム・マニユファクチャリング・エキスポ2013」「工業部品&下請けベトナム」が同時開催され、合計約220社が出展しました。日本からも数多くの視察団が当期間中に訪問され、1万人以上が入場したと言われています。

これらの展示会には、ハナム省ドンバン2工業団地内の中小企業専用エリアJASMEC HANAMIに

進出を決定し、これから150坪の自社工場建設を予定している中小企業経営者も出展されました。お話をお伺いしたところ、期間中に100名以上の方々と商談することが出来、具体的な見積もり依頼も数多く受けることが出来たそうです。また、来訪者より早期の工場完成と生産開始を強く望まれ、非常に自信がついたとおっしゃっておられました。

9月5日にハノイ市内で行われた「日越経済サミット・新時代に向けた日越協力」においては、ブイ・クアン・ビン計画投資省大臣が「ベトナム経済の回復を実現するためには、大胆な構造改革が必要であり、加速していく必要がある。」と表明し、日本からの裾野産業誘致と育成などについても、積極的な意見が取り交わされました。

そして今回、計画投資省ビン副大臣およびベトナム外務省ソン副大臣、ベトナム各地方自治体代表団による「日越外交樹立40周年記念ベトナム投資セミナー」を9月17日から大阪、京都、福岡、名古屋にて開催することとなり、私も同行するこ

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

とになりました。大阪到着当時には、台風18号の日本上陸により、ハノイからのフライトが大幅に遅れるハプニングに会いましたが、到着翌日の代表団最初のイベントである、関西ベトナム経済交流シンポジウムに参加しました。当シンポジウムには、関西圏より300名近くが出席され、関西圏中小企業の方々のベトナム投資への関心の高さに驚かされました。そして計画投資省ダオ・タン・トゥ副大臣も、今後も日本の中小企業・裾野産業を積極的に誘致していくことを表明しました。

進出日系企業経営者の事例紹介では、GSバッテリー・ベトナム社長中川正也氏から、同社が1999



年南部ピンズオン省で操業開始し、その後原材料調達や、従業員の教育訓練等の多くの問題や困難を克服してきたというお話がありました。現在では、原材料の現地調達率80%以上となり、従業員の離職率も2007年当時は40%を超えていたものが、各種改善

運動により、ワーカークラスで2013年4%以内、スタッフ、マネージャーレベルでは、ほぼ0%と大きく改善したとのことです。2005年に黒字化した後は、売上げが当時の8倍以上、税引前利益では20倍以上となり、ベトナム政府にも法人税納税により貢献出来ているとのことでした。今後進出を予定する参加者にも、非常に良い参考事例になったと思われます。

ジェットロ前ハノイ所長の山岡氏より、今後もベトナム政府が投資誘致を成功させていくためには、
1.他国の成功事例の研究
2.素材産業の優先誘致
3.裾野中小企業誘致の魅力づくり(投資コスト削減)
4.部品の内製化を促進支援するための人材育成支援
5.他国が成功したように、日本のシル

バー人材等専門家を受け入れる仕組づくり 6.ベトナム人技術者の技術向上意欲を高める資格制度などの導入 等があげられました。

今回、日越両国による各種記念事業が成功し、ベトナム政府も、さらに魅力的な中小企業・裾野

産業への投資環境整備と、投資を成功に導くための新たな仕組み作りを行うことで、日本企業の進出が加速し、そしてその進出企業が数年後に大成功することが、日越両国からも期待されています。

通貨安定のため成長率低下を覚悟

ジャカルタ ビジネスサポーター 松井 和久

インドネシア中銀は、毎月 15 日頃に理事会を開いて、公定歩合に相当する中銀レートを定めています。8 月 15 日の理事会で 6.75%へ上げたばかりの中銀レートは、8 月 29 日の臨時理事会で 7%へ、そして 9 月 12 日の理事会で 7.25%へと、立て続けに引き上げられました。これに伴い、市中銀行が中銀から借り入れるための金利も上昇し、国内市場金利は一気に引き上げへ向けて動き始めました。

金利上昇とはすなわち金融引き締めを意味します。銀行貸出金利が上昇すれば、事業コストが高くなり、経済活動が鈍化します。二輪車や自動車向けのローン金利も上がるので、消費者の購入意欲も減退します。実際、すでにその兆候が見え始めており、2013 年後半の消費市場の伸びは限定的なものに留まり、消費需要もやや低下しそうです。中銀の小売業サーベイによると、断食明け前で消費が大きく伸びるはずの 2013 年 7 月の小売販売上昇率が 5.7%に留まり、同年 6 月の 8.3%上昇に比べて上昇率が鈍化しました。

実際、中銀は、中銀レートの引き上げと同時に、2013 年の経済成長率予測を当初の 5.8~6.2%から 5.5~5.9%へ下方修正しました。ここ数年間は毎年 6%台の経済成長を達成してきたインドネシアが、今年は 6%未満の成長となると予測したわけです。2025 年に世界で 10 位以内の経済規模、一人当たり所得 15,000 ドルを目指すインドネシアは、計算上は毎年 7%以上の成長を続け

なければなりません。早くもそれに黄信号が灯ったこととなります。2013 年に限れば、経済成長率低下を覚悟したということとなります。

それでも守らなければならなかったのは、通貨ルピアです。輸出減と輸入増に伴う経常収支赤字の増大、外貨準備高の低下により、ルピアは下落を続け、9 月 16 日時点で 1 米ドル=11,423 ルピアとなっており、しばらくは弱含みで展開しそうです。毎回、四半期末には外貨決済が増えるため、ルピアは通常でも軟化する傾向があります。今回の中銀レート引き上げは、第 3 四半期末に当たる 9 月末を見越した措置で、1998 年の通貨危機でも見られた投機筋の動きを抑える意味も込められています。インドネシア政府のマクロ経済安定化への本気度を国内外のマーケットに示す意味で重要であったと言えます。

たしかに、金利上昇で景気後退の兆しは見えています。2014 年は総選挙や大統領選挙があり、国内消費ブームは落ち込むというよりは底堅さがあり、中長期的にはまだまだ中間層が伸びる市場であることに変わりはありません。

ルピア安、国際収支悪化、物価上昇、金利高というのは、実は 1990 年代までのインドネシア経済の一般的な特徴でした。歴史的に見れば、この 4~5 年の経済がむしろ出来すぎだったのかもしれない。その意味でも、かつてのインドネシア政府によるマクロ経済運営の経験が生かされていくであろうことを期待しています。

エコ建材展示会、ジャパン・パビリオン初参加

シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

環境に対する関心はシンガポールでも様々な分野で高まっていますが、省エネビルもその一つ。建設を管轄する BCA（建築物建設庁）は 2005 年に建物の省エネを認証するグリーンマークを導入しました。既存ビルの省エネ化への補助金や、省エネ導入のビルには総容積率を引き上げるなど

のインセンティブも設定し、「グリーンビル」の普及に努めています。

その一環として開催しているイベントが、今年で 5 回目となる「シンガポール・グリーンビル週間」。エコ建設の技術に関する国際会議と展示会から成り、今年 9 月 11 日からマリーナベイ・サ

ンズで開催されました。

初のジャパン・パビリオン、19社が参加

今年で第6回目となるエコ建材の展示会、BEX Asia (Build Eco Xpo Asia)には 35 力国から 300 社以上が出展。そこにジェットロが設置するジャパン・パビリオンが初参加し、日本の建材関連の中小企業 19 社が出品しました。品目は防火・防音ドア、ハンドル、金具、内外装パネル、網戸など多岐にわたり、多くの来場者がブースの前で足をとめていました。ジャパン・パビリオンは 252 m²の規模で、今回出展する外国パビリオンでは最大です。

シンガポール企業もイノベーション

シンガポール企業は、というとまだまだ海外のエコ建材やエコ技術の代理店として出展しているところが多いのですが、独自の商品開発で販路拡大を目指しているところもありました。例えば合成床材メーカーの GRM バイオウッド。木くずに PVC を混ぜた、



合成建材ですが、見た目は本物の木のようにです。森林資源が減少する中、環境にやさしいことが売り物です。チークより安く、既にマクドナルドなどの大手チェーンを顧客に取り込んでいて、昨年は売り上げ 50%増を記録しました。石材のストーンリッチ社は、100%再利用可能な磁器タイルを出展。クラウドコンピューティング LED で省エネ照明を提案していたのは、グリーンコンセプト社。場所によっては 70%の省電力が可能だといいます。

2030 年までに建物の 8 割をグリーンビル化

第2次グリーンビルマスタープランで、BCA は 2030 年までにシンガポールの建物の 80%について、グリーンマークを取得することを目標に掲げています。BCA では現在、第 3 次グリーンビルマスタープランを策定中。熱帯地域でのグリーンビル産業のリーダーを目指して、環境技術業界のレベルアップ、技術の導入、専門家の育成を目指しています。環境技術には定評の高い日本企業にも、ビジネスチャンスが広がる可能性もあるでしょう。

携帯で近くなる？遠くなる？

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

「ビビビビ」、催促されたように携帯を見ると、また薄熙来さんが裁判された進展状況、弁論した内容や関連写真です。大連の元市長だったため、やはり関心があります。目が覚めると国内外のニュースが「ビビビビ」と携帯へ送られます。その日のニュースについて、必ず皆さんから反応を求められます。1 日でも見ないと、「〇〇の件、本当に大変ですね」などと聞かれ、知らない顔をしたら、「知らないの」と訝しがられ、皆さんの話題についていけないことになります。

また、友達からのメッセージ、友達を送った写真付きの「食べて美味しかった料理屋」、「面白いところ」、「旅行先の写真」、「最近感じたこと」や転送された文章などを見て、早速自分も食べに行ったり、遊びに行くこともあります。遠くてなかなか会えない友達でも、携帯だけで毎日の生活を知ることができ、とても近い存在になります。しばらく携帯を見ないと、携帯中毒とも言えるほど、「何か新しい内容があるかなあ〜」と、心のどこ

かが欠けているように感じます。どこへ行っても、「ビビビビ」の音が隣から聞こえ、常に携帯や iPad を見ている人がいるので、同じ病状の人が多いでしょう。

ホテルやコーヒーショップでは無料の「Wi-Fi」が付いていないと、少なくとも若い方には不満の種になります。「デパートがお客さんを集めるために無料 Wi-Fi を付け、成果が早速出てきた」というニュースもあります。つまり、若い方を相手にする商売であれば、「Wi-Fi」を付けるのは前提となります。先日行った雲南の麗江は歴史のある町です。「悠然とする日々を求めて」息抜きに最適のはずですが、どんなぼろぼろの小さい店でも「Wi-Fi」が必ず付いています。若い方何人が同じテーブルに座りながら、お互い話し合うことなく、各自携帯を見つめて指を動かしている姿を見ると、本当に人と人がこれで近くなったのか遠くなったのか分からなくなります。

台湾の自由経済モデル区については、ハッピーメール本年4月号で概略をご紹介しましたが、これに関し、台湾政府経済部経済建設委員会(略称:経建会)が日本を訪れ日本企業に対し、積極的に誘致活動を始めました。

経建会主任委員が9月1日から7日まで約1週間にわたり訪日し、自由経済モデル区(以下「モデル区」と言う)への日本企業の誘致をアピールしました。広島企業についても申請する可能性があります。今回の誘致活動及び説明の内容は、次の通りです。

台湾からは経建会主任委員始め、交通部(国土交通省に当る)、衛生福利部(厚生労働省に当る)、行政院全球招商中心(内閣世界企業招致センター)が来日し、招致活動にあたりました。このモデル区は当初5月に運営開始予定でしたが、遅れての本年8月の活動開始となり、日本を最初の対外誘致対象として選んでの訪日でした。

活動は2つの柱から成り、1つは東京及び大阪での招致説明会であり、もう1つは個別企業との交流会です。先ず説明会ですが9月3日(火)に東京、5日(木)に大阪にて行われました。この説明会には日本から80社の企業、100人の参加申し込みを得て開催されましたが、台湾側からは日本企業に対する台湾投資のメリット、自由経済モデル区の詳細説明及び進出に当たっての活用方法についてのアドバイスが話され、また、この機会が日台協力の更なる発展を切り開く為の希望である旨表明されました。

さらに2度の説明会に先立ち、管主任委員自ら代表団を率い、台湾とすでに交流のある日本企業7社を台湾への投資意欲のある企業として予め選び、訪問しました。なかでも日本での最大物流会社・日本通運では、モデル区での規制緩和によりアジアでの物流センターとしてのポテンシャル発揮を勧め、またネット販売最大手・楽天では、台湾政府系シンクタンクとのオンラインショッピングモールの契約締結に立ち会うなど、極めて具体的な交渉がなされました。

その他、医療サービス及び医療機器輸出入法人・MEJのほか、日立、東京エレクトロン等の重要メーカーを、管主任委員自ら代表団を率いて訪ね、日台双方の産業提携機会の促進と台湾への投資意

欲の拡大を要請し、このモデル区の更なる具体化を勧めました。

経建会では、「台湾にとり日本は第2の貿易相手国で、資本・技術の重要な提供国でもあり、製造及びサービスにおいては極めて高い相互補完性がある」と表明しています。

4月号では概略のみをご報告しましたが、今回はその優遇措置と4つの適応分野の内容が分かりました。

先ず優遇措置としては、(1)外国人ホワイトカラーの2年就労経験の条件がモデル区内では廃止される (2)保税區として関税、貨物税が免除される (3)モデル区内に本社を設置する場合、法人税は3年間17%から10%に減税される (4)外国人ホワイトカラーの個人所得税について海外所得の申告を免除する (5)3年間給与所得の半額が控除されるなどです。

また、モデル区の運用は2つの段階に分かれており、第1段階では現有の自由貿易港区(FTZ)を活用して「モデル区」とする。第2段階では本年末までに10年間の時限立法で、新しく「モデル区」を「設置することになっています。

この「モデル区」を活用できる主要分野として次の4つを提示しています。

1. インテリジェント物流

物流及び商流情報と通関業務をITで一元化しアジアの物流センターの役割を担う。

2. 国際医療

台湾の高い医療技術に加え、海外の医療技術、医療機関を取り入れ、「高付加価値医療サービスの提供」と「海外からの利用客」を招致する。

3. 付加価値農業

海外からの原料や種子を持ち込み、モデル区で栽培、加工し、低コスト、高付加価値商品として出荷する。

4. 産業協力

台湾には技術開発や特許が少ない現状を打破することを目的とし、所得税の減免や研究開発投資の税控除などのインセンティブを活用し、外国企業との協力を進める。

以上、この「モデル区」は台湾経済成長の柱として、海外企業の台湾投資促進を本格歓迎するも

のと言えましょう。

ロシアはやはり物流、交通インフラ整備が課題の大国です

モスクワ ビジネスサポーター 岩本 茂

世界陸上が開催された暑い8月から一転、9月に入るや、まるで日本の冬のような気候となり、モスクワでは、昼間でも10℃前後の時折雨模様の気候がすでに半月も続いています。今年は4月末の30℃近い突然の高温気候が8月まで続きましたが、9月はロシア特有のどんよりした秋に突入しました。

夏休み期間中、比較的空いていた道路も朝夕激しい渋滞状態となっており、交通事故も相変わらずの毎日で、今後更に運転には注意が必要です。

いうまでもなく、ロシアは西から東に広大なテリトリーを有していますが、今般、物流のそれぞれの要所である、フィンランド及び極東を訪問する機会がありその広さと課題を改めて実感することとなりました。

フィンランドのロシアに近い港街 KOTKA (コトカ) は昔からロシアとの物流の要衝で、港湾設備及び多くの倉庫が立ち並んでいます。

今回コトカには、モスクワから長時間かけて夜行列車で訪問しました。以前はかなりの物流がありました、その量がかなり減っているように見受けました。ロシアに向かうルートが西欧、バルト、北欧と各地を起点とするように“分散”してしまったことにもよるようですが、8月号でレポートしましたように、最近ロシアの景気、特に一般消費が低迷していることが大きい原因であるようです。

NOKIA に代表されるようなIT 大国として活況

を呈した以前の面影はなく、特に地方都市では厳しい状況があるようです。

また最近、極東のウラジオストック、ナホトカの客先を訪問しました。

ウラジオストックは先般開催の APEC で、空港は新しく建て替わってはいましたが、80万の人口を有する市内は大渋滞で、海岸近くの坂道の多い道路もあまり整備されておらず、朝夕のラッシュは、モスクワ並みです。

街を走る乗用車の殆どが右ハンドルの日本車で、駐車場の出入り口の料金システムも右ハンドル車用に設定されているのには、驚きでした。

ここからナホトカまでは150kmの距離ですが、日本海がところどころに見え隠れする海岸線に沿った道路は十分整備されておらず、APEC の準備でインフラを整えた際、何故同一経済圏にある隣町のナホトカにも配慮しなかったのか、極めて残念です。

ナホトカは、静かで落ち着いた漁業と港湾の街ですので、道路が整備されれば今後更にウラジオストックと一体になった発展が期待されると思われます。

モスクワへの帰りのフライトには、大勢の子供達が搭乗していました。水害のハバロフスク近郊から、親元を離れ、ボランティアに付き添われ、モスクワに避難する様子でしたが、アムール川の洪水のすごさを目の当たりにした思いです。1日も早い復興が望まれます。

モスクワのビジネスサポーターのレポートは、今月号で最後となります。これまでご愛読いただきまして、誠に有り難うございました。

ベトナム・ホーチミンにおける海外ビジネスサポーターを再開しました！ 10月1日から業務開始
新しいホーチミン・ビジネスサポーターの『石川 幸 (いしかわ こう)』さん

(AGS(A.I.GLOBAL SUN PARTNERS JSC)ホーチミン事務所 代表) をご紹介します。

大手都市銀行(1992-2005年)や慶應ビジネススクール(06-08年)を経て、2008年にAGSを創業、2009年1月にホーチミン事務所を開設しました。

2013年、ジェットロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム・専属コーディネーターに就任。

時事速報ベトナム版で「ホーチミン便り 会計・税務事情」を執筆連載するなど、幅広く活躍中です。



三浦法律事務所・中国法アドバイザー葛虹先生が講演されました「中国ビジネスの撤退に関する法制度と実務について」（平成24年11月）をハッピーメール用に加筆いただき、今後数回に分けてシリーズで紹介させていただきます。

「中国ビジネスの撤退に関する法制度と実務について」

1. 中国ビジネス撤退方法

- (1) 出資持分譲渡 例1、例2
- (2) 解散・清算（普通清算） 例3、例4、例5
- (3) 破産清算
- (4) 合併 例6

2. 中国ビジネス撤退に伴う従業員の解雇の問題

- (1) 解雇の法的手続
- (2) 経済補償金 例7

今月号での掲載 左記目次のうち、

1 中国ビジネス撤退方法

(1) 出資持分譲渡 例1

となりますので、保存してご覧ください。

【中国ビジネスの撤退に関する法制度と実務について】

＜三浦法律事務所 中国法アドバイザー 葛虹先生（中国弁護士試験合格・法学博士）＞

最近、様々な事情で中国ビジネスから撤退せざるをえなくなるケースが増えています。

たとえば、生産拠点を生産コストのより低い東南アジアなどへ移すため、中国にある工場を閉鎖するケースがあります。

また、原材料を確保するため、10数年前から中国で現地法人を設立して、現地の鉱物採掘を営んできた企業のケースがあります。このケースは10数年の採掘の末、許可地域内の鉱物が殆ど無くなりいろいろな環境問題も出始めました。そこで、大きな問題に巻き込まれる前に、いち早くその現地法人を解散清算し、撤退することになりました。

そのほか、2008年以前、外国資本の企業に対する二免三減の税収優遇政策を巧みに利用し、中国で生産拡大する度に同業の現地法人を新設するといった会社があります。二免三減の税収優遇政策とは、ご存じのように中国政府が外資誘致をするため、生産型外商投資企業で経営期間が10年以上とされている企業に対して企業所得税の免除や減額を行う制度です。しかし、この制度は、2008年1月1日から廃止になりました。この制度の廃止により、複数の現地法人を設立、運営維持のメリットは以前と比べてそれほど大きくない一方、経営コストの増大、設備投資の重複と浪費といった問題が益々大きくなりました。そして、こうした問題を解決するために、一つの現地法人を保留し、その他の現地法人を吸収合併させ、その他の現地法人を吸収会社の支社にする（いわゆる一部撤退）とのケースがあります。

本文は、法務の観点から、例を挙げながら、中国ビジネスからの撤退方法、撤退に伴う問題点及びその法的解決方法などを紹介します。

1. 中国ビジネス撤退方法

中国ビジネス撤退の主な方法としては、(1)出資持分譲渡、(2)解散・清算（普通清算）、(3)破産、(4)合併などがある。撤退方法に関する具体的な説明に入る前に、特に読者に心がけて頂きたいのは、いずれかの撤退方法を採用しても、決して中国進出のように、あるいは日本国内での手続のように、スムーズに粛々と進むものではないことです。法的手続が比較的煩雑であること、各地方によって異なる要求がされること、政府の意向に影響されることなどによって、多くの時間、コスト、労力がかかります。撤退実施の始めから終わりまで、手続が順調の場合は半年、手続難航で長引く場合は、2、3年かかるケースもあります。したがって、各企業は、一旦中国からビジネス撤退を決心すれば、自らの状況に合う適切な撤退方法を選択し、手続難航の状況に陥らないように綿密な事前準備が望ましいです。

(1) 出資持分譲渡

出資持分譲渡による撤退の場合は、そのほかの撤退方法と比べて、低コストかつ短時間で手続きが済むというメリットがあります。

例1：

上海で100%出資の子会社B社を持っている日本企業A社は、そのB社に対する出資持分すべてをC社に譲渡しようと考えています。中国法上、その出資持分譲渡手続はどうなりますか？

B社が100%日本側の出資で、しかも出資者が一人で、他の当事者の同意を得たり、調整を行ったりとといった手間が不要で、もし譲受人を見つけることができれば、出資持分譲渡による撤退は一番シンプルに進めることができます。実務上の手続は次のとおりです。

- ① A社C社による出資持分譲渡契約の締結
- ② 政府外資審査機関への定款変更の審査申請
- ③ 登記変更手続
- ④ 譲渡金の支払

上記手続のなか、一番重要なのは、政府外資審査機関の審査と許可が必要ということです。この許可が出ることで初めて出資持分の譲渡契約が発効し、次のステップである登記機関における登記変更手続へ進むことができます。

政府外資審査機関には、出資持分譲渡契約を細かく審査する傾向があります。特に以下のような法律上必要記載事項が具備されているかどうかは、その審査のポイントです。

- ・譲渡人及び譲受人の名称、住所、法定代表者の氏名、職務、国籍
- ・譲渡対象となる出資持分の割合及びその金額
- ・出資持分譲渡のクローリング期日及びクローリング方法
- ・会社の定款に基づき譲受人が有する権利及び義務
- ・違約責任
- ・準拠法及び紛争解決方法
- ・契約書の発効及び終了
- ・契約書の締結日及び締結場所

上記必要記載事項のうち、「準拠法及び紛争解決方法」の記載事項に関しては、理論上、日本法を準拠法とすることも可能です。なぜならば、中国法上、中国以外の国の法律を準拠法とすることができないという明文規定がありません。しかし、実際の審査にあたって中国法を準拠法としていないと受け付けてくれないこともあります。政府外資審査機関の許可をいち早く手に入れるため、中国法を準拠法にせざるを得ないというのは現状です。

もちろん、上記必要記載事項のほか、必要に応じて、当事者の合意で、守秘義務、譲渡代金の支払方法、支払貨幣、為替レートという内容の条項を追加することができます。政府外資審査機関は、追加内容についても中国の強行法規に反するかどうかを一つ一つチェックします。従って、出資持分譲渡による撤退する場合は、政府外資審査機関の審査を念頭に、慎重かつ丁寧に譲渡契約を作成する必要があります。

葛 虹 (かつ こう) 三浦法律事務所 (広島市中区) 所属 中国法アドバイザー
浙江大学法学部卒、中国弁護士試験合格、中国政法大学大学院修士課程終了、
広島大学大学院社会科学部法律学専攻 (法学博士)、
2006年から東京の黒田法律事務所にて日本企業の中国ビジネスに関する
法務支援に従事、2010年から広島の三浦法律事務所へ所属。



次回 (第2回) は12月号に掲載予定ですので、保存してご覧ください。

ハッピーからのお知らせ

参加者募集!

福山市で開催
セミナーご案内

中国法律セミナー～事例から知る中国法務～

in
福山

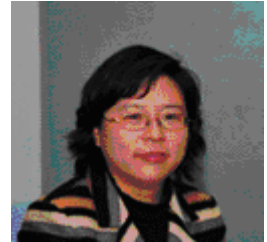
“チャイナリスク” が叫ばれるも巨大中国市場とのビジネスは今もなお続く、だから今、中国法務を知る!

巨大な市場である隣国中国とのビジネスは今もなお続き、大きなチャンスを秘めています。人件費の高騰、徴税の強化など環境も厳しくなりつつある昨今、中国ビジネスで利益を出していくためには、様々な事業リスクや環境の変化を知ることがもちろんのこと、トラブルを回避するため、何より法制度等を知ることが大変重要です。

今回のセミナーでは、トラブル事例などを挙げながら、契約、信用調査、商標登録等について注意すべき点及び上海自由貿易区に関する最新法律情報など、ご講演いただきます。(参加無料)

- 日時 平成 25 年 10 月 31 日 (木) 14:00～16:00
- 会場 福山商工会議所 1 階 102 会議室 (福山市西町 2-10-1)
- 講師 三浦法律事務所 (広島市中区) 所属
中国法アドバイザー 葛 虹 (かつ こう) 氏

※ 詳細・申込方法等につきましては、同封の案内チラシをご覧ください。



葛 虹 氏

広島市で開催
セミナーご案内

中国ビジネス・シリーズ講座 (第5回)

in
広島

講演会テーマ「中国の労務管理」-中国労働契約法・労務紛争対策-

ひろしま産業振興機構では、中国ビジネスにおける様々な知識やノウハウを皆様方にご提供するため、今年度、この講座を全 8 回シリーズで開催しております。合同相談会につきましても、お気軽にご参加ください。(参加無料)

- 日時 平成 25 年 10 月 9 日 (水) 13:30～15:30 講演会
15:40～17:15 個別相談会
- 平成 25 年 10 月 10 日 (木) 9:30～11:50 合同相談会
- 会場 広島県情報プラザ (広島市中区千田町 3-7-47)
- 講師 ㈱チャイナワーク専務取締役 遠藤 誠氏

※ 詳細・申込方法等につきましては、同封の案内チラシをご覧ください。



遠藤 誠 氏

平成 25 年度フィリピン視察研修団について

⇒⇒⇒本年度は、近年、安定的成長で再評価されている「フィリピン」に注目し視察訪問します!!

- 視察日程 平成 26 年 1 月 19 日 (日) ～
26 日 (土) 7 日間予定
 - 募集人員 20 名程度
 - 参加費用 25 万円程度
 - 訪問予定都市 マニラ、セブ島
- ※ 参加者募集等詳しくは後日ご案内させていただきます



「海外進出企業ダイレクトリー2013年版」(最新版)を発行しました。
広島県内企業を中心に、企業の海外進出状況をまとめた「海外進出企業ダイレクトリー2013年版」を9月に発行しました。1部2,000円(税込)で販売していますので、ご希望の方はご連絡ください。
(国際ビジネス支援センター問合先TEL082-248-1400)